秋田県の教育相談等取組状況について

令和4年2月10日(木) 秋田県教育委員会

秋田県教育委員会 4

令和3年度 教育相談関連事業

スクールカウンセラーの配置(臨床心理士等)

・中学校、高校等におけるカウンセリングによる心理的支援

広域カウンセラーの配置(臨床心理士等)

- ・小学校等におけるカウンセリングによる心理的支援
- 事故等、突発的事案に対する緊急支援

スクールソーシャルワーカーの配置

(社会福祉士等の有資格者と校長OBをペアで配置)

・学校等と関係機関のコーディネート

すこやか電話の設置(指導主事等)

学校に相談できない事案等に対応

SNS相談の実施(臨床心理士等)

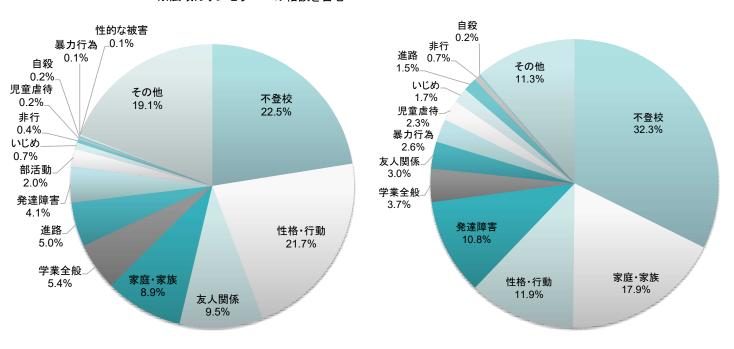
- 学校に相談できない事案等に対応
- 夏季休業明けに伴う不安等の解消

相談内容の内訳(小中高校)

スクールカウンセラーへの相談

※広域カウンセラーへの相談を含む

スクールソーシャルワーカーへの相談



「その他」の内訳:病気に関すること、身体に関する悩み、校納金や授業料の滞納、事 故の目撃などによるショックのケア、自傷行為など

秋田県教育委員会 3

令和 4 年度 教育相談関連事業

教育相談体制の整備	<u>スクールカウンセラー</u>	配置先/のべ配置時間	R3当初(補正後)	R4当初(予定)
	<u>の配置</u> 	分校を除く全市町村立中学校等	8,610時間	8,645時間
		全県立高等学校	750時間(1,465時間)	1,465時間
	<u>広域カウンセラー</u> の配置	配置先/のべ配置時間	R3当初(補正後)	R4当初(予定)
		3教育事務所(小学校等への対応)	950時間	1,040時間
		義務教育課(緊急支援対応)	140時間(317時間)	317時間
	スクールソーシャル ワーカーの配置	配置先/のべ配置時間	R3当初	R4当初(予定)
		3教育事務所、 <u>1教育事務所出張所【新規】</u> 、 総合教育センター、秋田明徳館高校	5,760時間	6,912時間
	相談電話の設置 (すこやか電話)	実施方法		
		対象:児童生徒、保護者等 相談体制:各教育事務所、総合教育センターの指導主事、社会教育主事等が対応 受付時間:平日8時30分から17時まで		
	SNS相談の実施	実施方法 対象:中学生 相談体制:NPO法人「蜘蛛の糸」の相談員が対応 受付期間:夏季休業明け前からの約1か月間の水曜日と日曜日、16時30分から21時30分まで		
機能の向上	研修会の実施【新規】	実施内容 小学校の生徒指導主事等が対象		